資料 6

七飯町税条例の一部を改正する条例の概要

税務課

1　改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）が令和５年３月３１日に公布されたことに伴い、施行期日が令和５年４月１日の部分については、専決処分にて七飯町税条例（昭和２９年条例第２２号）の一部改正を行いました。

今回の改正は、専決処分を行った部分以外で、施行期日が令和５年７月１日以降の部分について、七飯町税条例の一部を改正するものです。

2　改正内容

主な改正内容は次のとおりですが、法改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備等についても併せて改正します。

（１）個人町民税関係

令和６年度から国税である森林環境税が導入され、町が個人町民税均等割の課税と併せて賦課徴収の事務を行うことに伴い、その方法等について規定する改正を行うものです。（第３４条の９、第３８条、第４１条、第４４条、第４７条、第４７条の２、第４７条の６）【令和６年１月１日施行】

なお、東日本大震災に関する防災施策の財源確保のため、平成２６年度から個人町民税の均等割額に加算していた復興特別税は、令和５年度にて終了となります。

＜平成２６年度～令和５年度＞			＜令和６年度～＞	
個人町民税均等割	３，０００円	→	〃	３，０００円
個人道民税均等割	１，０００円	→	〃	１，０００円
復興特別税	１，０００円※1	→	森林環境税	１，０００円※2
（※１：町・道各５００円⇒令和５年度で終了）			（※２：国税⇒令和６年度より導入）	
均等割年税額合計	５，０００円	→		５，０００円

（２）軽自動車税関係

種別割の税率について、新たに特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）が定義されたことに伴い、三輪以上の原動機付自転車の税率区分について改めるものです。（第８２条）【令和５年７月１日施行】

3　施行期日等

この条例は上記の各項目について、それぞれ記載された日から施行し、改正後の七飯町税条例における町民税及び軽自動車税に関する経過措置については、記載のとおりです。

七飯町税条例新旧対照表

改　正　前	改　正　後
目次（略）	目次（略）
第１条～第３４条の８（略）	第１条～第３４条の８（略）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
第３４条の９（略）	第３４条の９（略）
２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第３１４条の９第２項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。
３（略）	３（略）
第３５条～第３６条の３（略）	第３５条～第３６条の３（略）
（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第３６条の３の２（略）	第３６条の３の２（略）
	２　前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行

改　正　前	改　正　後
	規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出することができる。
２　前項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第３１７条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。	３　第１項又は法第３１７条の３の２第１項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第１項又は法第３１７条の３の２第１項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。
３　前２項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。	４　第１項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第５３条の９第３項において同じ。）により提供することができる。	５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第５３条の９第３項において同じ。）により提供することができる。
５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	６　前項の規定の適用がある場合における第４項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
第３６条の３の３～第３７条（略）	第３６条の３の３～第３７条（略）

改　正　前	改　正　後
（個人の町民税の徴収の方法） 第３８条　個人の町民税は、第４４条、第４７条の２第１項、第４７条の５又は第５３条の５の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。 ２（略） 第３９条～第４０条（略） （個人の町民税の納税通知書） 第４１条　個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び道民税額の合算額（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。 第４２条・第４３条（略） （給与所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第４４条　個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。	（個人の町民税の徴収の方法等） 第３８条　個人の町民税は、第４４条、第４７条の２第１項、第４７条の５又は第５３条の５の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。 ２（略） ３　森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。 第３９条～第４０条（略） （個人の町民税の納税通知書） 第４１条　個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の道民税額及び森林環境税額の合算額（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第１項の納期（第４７条第１項又は第４７条の６第１項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。 第４２条・第４３条（略） （給与所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第４４条　個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同

改　正　前	改　正　後
	じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。
（１）・（２）（略）	（１）・（２）（略）
２　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第３６条の２第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。	２　前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第３６条の２第１項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
３　前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することになった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。	３　前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。
４（略）	４（略）
５　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月３０日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第１８３条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の１０日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月	５　納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の４月３０日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第１８３条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の１０日（その支払を受けなくなった日が翌年の４月中である場合には、同月３０

改　正　前	改　正　後
３０日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。	日）までに、第１項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の４月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。
６　特別徴収の方法によって個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の６月１日から１２月３１日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の１月１日から４月３０日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の５月３１日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。	６　特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の６月１日から１２月３１日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の１月１日から４月３０日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の５月３１日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。
第４５条～第４６条の５（略）	第４５条～第４６条の５（略）
（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）	（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）
第４７条　個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合においてはそれぞれの納期におい	第４７条　個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来

改　正　前	改　正　後
て、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。	する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
2　法第３２１条の６第１項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。	2　法第３２１条の６第１項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）	（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収）
第４７条の２　個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第３２１条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢６５歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第４７条の５において同じ。）の２分の１に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。	第４７条の２　個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第３２１条の７の２第１項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢６５歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第４４条第１項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第４７条の５において同じ。）の２分の１に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間に支払われる老齢等年

改　正　前	改　正　後
（１）（略）	金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。
（２）特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者	（１）（略）
２　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第４０条第１項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。	（２）特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
第４７条の３～第４７条の５（略）	２　前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第４０条第１項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の９月３０日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。
（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）	第４７条の３～第４７条の５（略）
第４７条の６　法第３２１条の７の７第１項又は第３項（これらの規定を法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。	（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）
２　法第３２１条の７の７第３項（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金	第４７条の６　法第３２１条の７の７第１項又は第３項（これらの規定を法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第４０条第１項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。
	２　法第３２１条の７の７第３項（法第３２１条の７の８第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所

改　正　前	改　正　後
所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。	得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
第４８条～第８１条の９（略）	第４８条～第８１条の９（略）
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）原動機付自転車	（１）原動機付自転車
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
エ　三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が０．５メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０．５メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が０．０２リットルを超えるもの又は定格出力が０．２５キロワットを超えるもの　年額　３，７００円	エ　三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（２以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が０．５メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が０．５メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が０．０２リットルを超えるもの又は定格出力が０．２５キロワットを超えるもの　年額　３，７００円
（２）・（３）（略）	（２）・（３）（略）
第８３条～第１５１条（略）	第８３条～第１５１条（略）
附　則	附　則
第１条～第１５条（略）	第１条～第１５条（略）
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

改　　正　　前	改　　正　　後
第１５条の２（略）	第１５条の２（略）
２・３（略）	２・３（略）
４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
第１５条の３～第１６条（略）	第１５条の３～第１６条（略）
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第１６条の２（略）	第１６条の２（略）
２（略）	２（略）
３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の３５の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
第１６条の３～第２５条（略）	第１６条の３～第２５条（略）